

# 連結範囲規制を巡る諸課題と探求

— 連結範囲規制の網羅性欠如への対応を中心として —

D156499 橋上 徹

「連結範囲規制」を題材として本格的に研究をまとめた先行研究は、筆者の知り得る限り無いと言える。しかし、連結範囲規制は、投資家・債権者等のステークホルダーが重視する連結情報の基本的な基盤を形成しており連結範囲規制の妥当性が担保されない限り、連結財務諸表の適正性が担保されない、と言うことは当然のことである。

企業が行う投資家への非財務情報及び財務情報の開示・業績説明が、企業の多角化・国際化等に伴い、当該企業グループ全体の連結ベースの開示・業績説明となっているのが現状である。その中で、開示「有価証券届出書」「有価証券報告書」等（以下、有価証券報告書等、と言う。）に組み入れられている財務諸表が、開示企業グループを構成する有価証券報告書等提出会社単独の業績、すなわち「単体の財務諸表」中心主義から、同企業を構成する子会社・関連会社を含む連結財務諸表中心主義に変わったことにより、連結財務諸表の重要性が増した。その中で、連結財務諸表における連結範囲規制（子会社・関連会社が適正に定義され、連結財務諸表に組み込まれているかに関する規制）の課題を呈示し、探求し、解決策を呈示することを目的として記載されたものである。子会社・関連会社の範囲が間違っていれば、連結財務諸表は間違っただけになってしまう。さらに連結財務諸表を前提して経営者により説明をされる有価証券報告書の非財務情報（「企業の概況」「事業の状況」「設備の状況」等）も連結財務諸表で算定された業績を前提として記載することになるので同様に間違っただけとなる。

本論文の構成であるが、次のとおりである。

序章『連結範囲制度における欠陥と対応—連結範囲規制の問題—』にて本論文全般に亘る探求すべき課題を呈示している。第1部では、『我が国の会計基準および国際的な会計基準における連結範囲規制における連結範囲規制を巡る課題』として、世界の3大会計基準である、日本・IFRS（国際財務報告基準）・米国会計基準（US/GAAP）の課題を第1章ならびに第3章において呈示している。第2部では、『連結範囲規制問題において特に検討が必要とされる個別論点と対応私案』として、日本における規制緩和が進む公益法人改革、特に社団・財団と連結範囲規制並びに信託法改正と連結範囲規制の課題を呈示している。特に、約80年ぶりの信託法改正時の衆議院国会審議の中で、筆者は、有識者として、信託法の研究者2名、弁護士代表と共に、公認会計士としての立場から意見を述べ、議員から質問を頂いた思い入れの深い分野でもあった。

これらの個別論点に関する課題を、第4章ならびに第5章で呈示している。さらに補章として、『具体的事案等から考える連結範囲規制のあり方』と題し、具体的な連結範囲規制の違反事案をケースとして、その手口（手法）を呈示するとともに、どのような対処方法が考えられたのかも呈示している。終章『連結範囲規制における網羅性欠如と原因』では、適正な日本の連結財務諸表の作成には、子会社・関連会社の確定が前提であり、それらの会社が網羅的に連結範囲規制により統制されることで、連結財務諸表の信頼性が担保され得るが、網羅性欠如の原因について筆者の考えを3つ述べた。

1975年（昭和50年）、企業会計審議会が最初に『連結財務諸表の制度化に関する意見書』が公表され、旧大蔵省により（旧）証券取引法の政省令（所謂、連結財務諸表規則等）が整備され、1977年（昭和52年）4月1日以降開始する事業年度から導入することになった。導入当時は、複雑な子会社・関連会社は想定されておらず、単純な株式会社の支配の判定を「議決権基準」（議決権（株式）の所有割合（持株比率））に着目し、議決権の過半数を所有すれば、当該企業の最高意思決定機関（株式会社では株主総会）における意思決定機関を支配できるという法形式を前提として、連結範囲を決めようとするもの。が連結範囲規制において採用されていたが、企業活動の多角化・国際化が進み、また金融危機への対応、企業の資金調達の多様化等に伴い2000年（平成12年）「実質支配力基準」が導入された。

株式会社に関しては、議決権以外の要素も加味して実質支配をしている場合には、子会社とし（関連会社も同じ）、議決権を持たない企業保有の資産等を流動化・証券化するための「特別目的会社」「信託」「投資事業組合」などへの対応を行った。しかし、IFRS（国際財務報告基準）では、原則、例外なく実質支配を行う事業体に関しては全部連結を行っているものの、日本の連結会計基準においては、幾つか例外があり（更生会社等の特例、一定の要件を満たす資金調達型の特別目的会社の特例〔事業遂行型の特別目的会社への誤った拡大解釈〕、ベンチャー・キャピタル特例、金融機関の融資支援先条項等）、この例外規定により「実質支配力基準」の抜け穴が生じ、事実上、会計不祥事が生じてきた。第1章では、当該問題に関し検討を加えている。

これに対して、IFRSは徹底した原則主義（Principle-Based）を貫き、連結範囲規制に関しては、

連結除外を容認していなかった。しかしながら、投資企業に関しては、その投資先に関し公正価値で測定することとし、投資企業が投資先を連結せず、IFRS9の金融商品同様に公正価値で測定されることが決定された。企業は金融商品と異なり、「一物一価」ではなく「一物多価」で評価されることが想定され問題である。しかし、さらに問題にすべきは、原則主義を貫いたIFRSにはこぼりが生じてきており、エンロン・ワールドコム事件等で信頼を落とした米国会計基準に代わり150~200か国で導入済み又は導入が予定されているIFRSへの信頼が揺らぐことが懸念される。第2章では、当該問題に関し検討を加えている。

米国会計基準を採用する日本企業の連結財務諸表において留意しなければならない点として、連邦倒産法第11条(Chapter11, Title11, United States Code, UCS Chapter11-Reorganization)適用子会社の連結範囲除外の時点は、再生手続の時点ではなく、bankruptcyの時点である点である。米国倒産法第11条では、原則として管財人は選任されず債務者が財産を管理しながら事業を行う点で、日本の破産法とは異なり、日本の民事再生法や会社更生法第67条第3項の適用に近似していると考えられる。第3章では、当該問題に関し検討を加えている。

日本における個別論点として、連結範囲規制が問題になるのは、幾つか想定されるが、本論文では、社団・財団の問題と信託の問題を取り上げている。

連結範囲規制を受けるためには、「営利を目的」とした事業を行っていることも要件とされている。従前の民法においては法人の設立(主務官庁の許可)と公益性の判断(主務官庁の自由裁量)が一体的であり、その利用には不便さを伴っていた。そこで、「一般社団法人・一般財団法人法」が会社法を真似て制定され、法人の設立(準則主義)および公益性の認定(認定法)は別々のものとなり設立は容易となった。しかし、一般社団法人・一般財団法人は「非営利法人」とされるため、会計上、監査上、連結範囲規制に関する議論はほとんど深まっていない。非営利法人と株式会社等の営利法人との違いは、剰余金を出資者に分配ができるか否かの違いのみであり、社団法人・財団法人は、営利を営む株式会社たる子会社を有することもできるし、非営利法人と営利法人の間に事業制限の有無や機関設計に違いはない。とすれば、当然ながら、連結範囲規制を及ぼすべきものとなる。なお、財団の場合、企業からの拠出金は「出資」ではなく「寄付金」として会計処理されるため、拠出金が海外軽課税国(タックス・ヘイブン国)に流れ、当該地に当該企業が特別目的会社を設立し、不良債権や含み損を有する金融商品を飛ばすこともあり得る。現状の会計・監査法規では、その特別目的会社を子会社とすることが難しい(寄付金処理により出資の分断が生じているため)。これは、慈善信託等を通じて出資の分断を行う

ことにより大量の不良債権や金融商品の含み損を隠蔽した大型の日米の粉飾決算に利用されたケースと同様の懸念が生じることになる。第4章では、当該問題に関し検討を加えている。

信託法は約80年ぶりに改正されたが、商事信託分野で、幾つか会計・監査上の懸念が生じている。先述のように、筆者は国会(衆議院)にて、信託改正案に対する懸念を述べる機会を頂いた。具体的に問題となるのは「自己信託」「事業信託」「目的信託」であり、これらの組合合わせも問題となる。

信託は、委託者(兼受益者)と受託者は相違することは当然であり(委託者たる自分に受託を依頼する行為は信託行為ではないため)、諸外国にもない制度であるが、新信託法では「自己信託」として制度化してしまった。会計・監査上は、不良資産等を企業が自ら信託宣言及び登記で、企業の固有勘定から信託勘定へ容易に移すことができ、不良資産等が信託受益権という有価証券に代わってしまう。銀行等金融機関の注記で示されている不良債権も自己信託で信託受益権になってしまうと、注記から不良債権が消滅する(一般事業会社でも同じ)。事業信託は、事業部全体(事業、人員、設備)を、社外の経営のプロへ信託することであるが、会社法の複雑な事業分離手続を経て子会社を設立するのと対照的に容易に信託勘定の設定で済ませられ、信託勘定転換対価は信託受益権であり、信託された事業内容が不明瞭になる。自己信託と組み合わせれば、なお一層不明瞭になる。子会社へ事業分離されれば連結範囲規制による統制が効くがそれも効かない。目的信託は、受益者の定めのない信託であり、ケイマン諸島等タックス・ヘイブン国に特別目的会社を作る時に利用される慈善信託の代替手段となり、企業からタックス・ヘイブン国に設立した特別目的会社との関係が遮断されてしまう。第5章では、当該懸念に関し検討を加えている。

補償では、実際の集団投資スキーム(ファンド)の悪用事例を示し、連結範囲規制その他規制での解決策私案に関し検討を加えている。

終章では、『連結範囲規制における網羅性欠如と原因』と題し、3つの網羅性欠如の原因を挙げている。1つめは、法改正に伴い新たに登場したピークルへの対応がなされていない点、2つめは、誤った解釈での会計処理が実務に定着し、誤って会計監査もそれを追認したと考えられる点、そして3つめは、海外に流出した資金による軽課税国の特別目的会社の把握の困難性を挙げ、それぞれに解決の方向性を示している。3つめの点に関しては、税務における国際的な動向であるBEPS(Base Erosion and Profit shifting: 税源浸食と利益移転)プロジェクトの動向を参考にすべきことを提案している。

連結範囲規制に関する論点としては、医療法人・社会福祉法人・私立学校法人・宗教法人・特定非営利活

動法人（NPO 法人）等と連結範囲規制の問題など取り上げるべき残された課題もあることは認識しているが、一旦、区切りをつけている。なぜならば、連結範囲規制の先行研究がまだほとんどなされておらず、まず、その重要性に関し、論文読者の理解を得ることが肝要であると考えたためである。